

【事例紹介】

ご当地アイドル活動とは何か

—— 二つのHプロジェクト事件 ——

(損害賠償請求事件東京高判令和4年12月21日判例集未搭載,
賃金請求事件東京高判令和4年2月16日2022WLJPCA02166007)

笹 沼 朋 子

【事例紹介】

ご当地アイドル活動とは何か

——二つのHプロジェクト事件——

(損害賠償請求事件東京高判令和4年12月21日判例集未搭載、
賃金請求事件東京高判令4年2月16日2022WLJPCA02166007)

笹 沼 朋 子

今や、至る所にアイドルは出現し、その勢いは止まるところを知らない。現代のアイドルの特徴は、メディアの枠を飛び越えてファンと身近に接触することによって、ファンの心を掴み、繁栄するところにある¹⁾。さらに、いわゆるご当地アイドルの誕生により、アイドルの存在はわたしたちにとっていっそう身近なものとなり、顔見知りのこどもたちがアイドルとして君臨しているのを目の当たりにする²⁾。これらのご当地アイドルに対して温かい応援を送る人々も少なくないだろう。しかし、推しの男性アイドルのCDやグッズを大量に買い込む未成年の実態などを見聞きすると³⁾ なにやら

1) マスメディアではなく、ライブやイベントを中心に活動するアイドルを、地下アイドルとかライブアイドルと称しているようで、いわゆるご当地アイドルもその一種であると考えられよう。竹田恵子「ライブアイドル、共同体、ファン文化——アイドルの労働とファン・コミュニティ」田中東子ほか編著『出来事から学ぶカルチュラル・スタディーズ』ナカニシヤ出版（2017年）117頁以下参照。

2) コロナ禍前によく利用していた喫茶店に、ご当地アイドルの男性グループのCDが何枚も積まれていて、「ご自由にどうぞ」と表示されていた。無料で配っていたのだ。マスター曰く「娘がこのグループを推していて、大量にCDを購入して、みなさんに知ってもらうためにここに置いてほしいというので、置いている」。グループのメンバーの一人は、筆者の息子と小学校が同じで良く知っている間柄である。さらに、その息子の高校の部活の先輩は、愛媛県で最も著名なご当地アイドルのメンバーの一人から「告白された」経験があるらしい。他にも、息子の友人の弟がアイドルを目指してレッスンをしていたし、ご当地アイドルの存在は普通の保護者の手に届く範囲に点在しているのである。

そ の 他

不穏なものも感じる。実際にアイドルたちはどのようにして活動して報酬を得ているのだろうか。愛媛の地で起こったHプロジェクト事件は、そうした不安を顕在化させたかのように、とつぜん報道に現れた⁴⁾

Hプロジェクト事件は、農産物の生産、販売等を業とする愛媛県内の会社（Hプロジェクト）とタレント専属契約を締結していた女子高生の自殺にかかわる。本稿で紹介するものは、自殺が会社の不法行為に基づくものであるとして遺族が訴えた損害賠償請求事件（以下、第1事件という）と、被災者である女子高生の活動に対する最低賃金相当額の支払いを請求する賃金支払請求事件（以下、第2事件という）である⁵⁾。いずれの事件も、地裁・高裁において遺族の請求・控訴が棄却されている。特に第2事件については当該アイドルの労働者性が争点となったため、いくつかの判例評釈も発表されている。しかし、本稿は、それぞれの法律上の争点について検討するものではなく、二つの事件の判決に基づいて、生命を落とした女子高生が従事していたアイドル活動がどのようなものだったのかを検討し、ご当地アイドル契約の問題点を指摘するものである⁶⁾。

なお、本件については、報道やネット・SNS等で、訴えられた会社に対する批判・抗議が殺到し、当該会社が多大な損害を受けるという事態に及んでいる⁷⁾。当該会社の利益を尊重し、ここで紹介する事実関係は裁判所の判決文のみを参照し、他の資料については、報道の事実があったことを除いて参照することはしていない。

3) 推しのアイドルのために未成年のファンがグッズ購入のために数百万円の出費をし、その費用を捻出するために「パパ活」などの危険な行為に及ぶケースもあるという。『「メン地下」』、その推し活大丈夫？ 男2人、ファンの少女にみだらな行為疑い』2023年1月31日朝日新聞など参照。

4) 「16歳アイドル自殺、遺族提訴『所属会社、パワハラ』松山地裁」2018年10月12日朝日新聞（大阪）夕刊など。

5) 第1事件（東京地判令和4年6月9日2022WLJPCA06096001、東京高判令和4年12月21日判例集未搭載）、第2事件（東京地判令和3年9月7日労判1263号29頁、東京高判令4年2月16日2022WLJPCA02166007、最三小決令和4年9月7日不受理）。第1事件控訴審判決は、日本エンターティナーライツ協会の以下のサイトで公開されている。『【ご報告】愛媛ご当地アイドルの自死に関する第1訴訟（ご遺族から所属事務所に対する損害賠償請求訴訟）に関する東京高等裁判所の判決に関するお知らせ』<https://era-japan.org/archives/846>（2023年3月28日最終閲覧）。

6) 深井剛志、姫乃たま『地下アイドルの法律相談』日本加除出版（2020年）は、身近なアイドル活動にかかわる法的問題を平易な文章で説明するものであり、アイドルに憧れる中高生やその保護者にとっては必読と考える。

一 事件の概要

(1) 当事者

Y₁社は、農産物の生産、販売等を目的として平成23年6月に設立された農業生産法人であり、農地を借り受けたり、取得したりし、そこで生産した米や野菜を販売したり、農産物の加工品を開発・販売したりしている。その農業生産法人がなぜアイドルと契約するのかといえは、「愛媛県の農業振興のために、愛媛県の農業の広報、宣伝にも取り組んでいるが、その一環としてアイドルグループを結成し、アイドル活動を通じて農業の振興や地域の活性化を図るという計画の下で」、平成24年末頃、アイドルグループを結成してデビューさせ、その後、「本件グループのマネジメントや、本件グループが出演するイベント等の企画などもするようになった」（第2事件一審判旨）ということである。

Xらは、Y₁社に所属するアイドルグループのメンバーの一人であったAの家族であり、Aが自殺により死亡したのは、Y₁社、その代表者であるY₂および従業員のY₄の違法な行為によるものとして不法行為に基づく損害賠償を請求し（第1事件）、他方で、Aが生前にアイドルの一員として行った活動は、労働基準法および最低賃金法の労働であるとして、Y₁社に対して未払い賃金を請求した（第2事件）。

(2) 契約関係（主に第2事件一審および控訴審判旨に基づく）

Aは、平成27年7月12日にY₁社とアイドルグループの研修生として契約を締結し、その後、平成28年7月1日にレギュラーとしてY₁社とタレント専属契約を締結した。平成29年10月5日には「レギュラーメンバー トレーニング及び専属マネジメント契約」を締結している。この契約においては、Y₁社は「Y₁社の独占的権利として、Aのタレント活動を利用し、又は第三者に利用させることを許諾する」ものとされており、Y₁社はAのタレント活動の果実である「一切の音の固定物、一切の映像の固定物、電磁的記録及びインターネット上のデータ等の著作権ならびにY₁社の芸名、写真、映像、肖像、筆跡、経歴などのパブリシティ権について一切の使用ま

7) 会社は遺族らを名誉毀損で訴え、東京地裁はその請求の一部を認めた。「農業アイドルメンバー自殺 遺族会見は名誉毀損 東京地裁 567万円支払い命令」2023年3月1日愛媛新聞。

そ の 他

たは一切の使用を第三者に許諾する権利」を有することとされている。また、「Aのタレント活動によって生じる著作権法上のすべての権利及びタレント活動により制作されたものに関するすべての権利は、Y₁社に帰属する」。AはY₁社が指示したトレーニングやタレント活動に正当な理由なく欠席することは禁止され、契約上の禁止行為を行った場合には、Y₁社は「処罰をする」ことができるだけでなく、「複数の処罰を行うことは差し支えない」と契約に記されている。

報酬については、個人別販売によるギャランティ(活動の成果に応じて支払われる)、専属料(月ごとに1万円から3万円以上)、地産地消販売PR(ライブが行われない平日の地産地消フェアにおいて販売応援を行った場合に、1回当たり3,000円、5,000円又は6,000円が支払われる)、および個別オファー(イベント等への出演、総司会、モデル等の依頼が個別のメンバーに対してされた場合に、所定の金額が支払われる)の場合に報酬が支払われることが定められている。Aが平成29年6月から平成30年1月までに受け取ったとされる報酬は、販売応援で2万7,000円のほか、2万6,250円で合計5万3,250円であるとY₁社は主張している(X₁らの主張はより低額である)。他方で、Y₁社には契約上の処罰のほか、ペナルティや罰則の取り決めがあり、スキャンダルは50万円、情報を漏らす行為については50万円のほか、契約違反やレッスン欠席などについても罰則が設けられていた。

なお、就業時間や就業規則などについては規定されていない。

(3) Aの活動実態

平成27年に研修生として契約を締結した当時、Aは中学生であった。第1事件控訴審判決において、Aが中学校にほとんど通っていない(不登校である)旨のY₁社の証言が記載され⁸⁾ X₁らも裁判所も否定していない。Aは、平成29年4月県立高

8)「Y₁らは、Aの心身の状況に配慮していた。Y₁らがAに対し本件グループの活動について休暇の取得を制限したことはない。なお、Aは、原因は不明であるが、中学時代から不登校であり、昼間から、●(不明：筆者注)と共にゲームセンターで過ごすことが多く、本件グループへの加入後も、ほとんど中学校へは通っていない。●(不明：筆者注)から学校へ行くよう指導されたときは、2、3日は、これに従うものの、1週間ほどすると、また通学しなくなっていた。また、Aはたびたび本件グループを脱退する旨を口走ることがあったが、その場の気まぐれやY₁らの気を引くためのものであり、Y₁らはAが本件グループから脱退することを制限したことはない。」

校通信科に進学した。Y₁社との契約はその後も更新されたが、翌年平成30年3月21日に、Aは自殺して死亡した。

具体的なAの活動は、「当初は、月額2,500円を支払って、Y₁社が用意した場所でトレーナー等による歌唱やダンスのレッスンを受けたり、農作業の実習を行ったりしていた。そして、Y₁社が企画したイベント等に参加してライブ等を行い、その成果を披露していた」。グループの「メンバーは、Y₁社の農場（ビニールハウス）やイベント等の会場で歌やダンスを披露するライブを行ったり、上記農場で行われる農業体験イベントで参加者と共に農作業を行ったりしていた。」また、「地元の小売店が特産物等を販売する『地産地消フェア』などのイベントに呼ばれ、来場者に向けてライブを行うこともあった。小売店による販売活動を応援する販売応援と呼ばれる活動にも従事していた」（第2事件一審判旨）。第2事件は、この販売応援と呼ばれる活動にかかわる報酬について、それが最低賃金を下回っていたとして、最低賃金相当の金額を請求した事件である。

Aの進学した高校は通信制であり、日曜日と火曜日にスクーリングのために登校する必要があったものの、他の曜日には通学の必要性がなかったため、グループの活動については9割ほど参加していた。Aは、「平成29年度の本件グループにおける活動につき最優秀の個人業績であることを表彰され、平成30年1月頃に本件グループのリーダーに就任した」（第1事件一審判旨）。

Aらメンバーは、Y₁社から要請されるイベント等の活動に対し、参加が可能であればそれを承諾し、一度承諾した活動については参加が義務付けられるが、参加の可否は個人で判断することができる。実際には参加を休む連絡をすると、参加を促す返信があった。

(4) Aが自殺を図った経緯（主に第1事件判決に基づく）

Aは、中学を卒業した後に、平成29年4月に県立高校の通信科に入学したが、日曜日のスクーリングと予定が重なり、アイドル活動に参加できなかつたり、逆にスクーリングの日数が足りずに単位を落とすこともあった。そうしたこともあり、Y₁社の代表であるY₂がAに対し、私立の全日制高校への入学を提案し、学費の貸付を申し出た。Aは、平成29年12月26日付けで県立高校を退学し、平成30年2月6日、全日制のJ高等学校を受験し、同月13日、合格した。J高校入学のためには、同年

そ の 他

30年3月21日開催の合格者説明会において施設充実費等を納入しなければならず、Y₁社はAに対し、平成30年3月20日までに学費12万円を貸し付けることとしていた。

しかし、Y₁社の担当者Y₄は、平成30年3月20日午後4時頃、Aに対し、12万円を貸し付けることはできない旨を伝え、現金12万円を交付しなかった。Y₄が現金を交付しなかったのは、Aの母であるX₂との電話でのやりとりから、Aの生活態度改善や自覚を求める必要性を認めたため、Aに対し「考えを改める」ことと、会社代表であるY₂と話をしよう求めたもので、Y₂より現金が交付される予定であった。しかしながら、Y₄の意思を知らないAは、平成30年3月21日、J高校の合格者説明会に参加せず、同日自殺を図っているところが発見され、死亡が確認された。

Aの家族であるX₂らは、①Y₁社が、Aに対し、過重な活動をさせるなどしたため、Aを正常な認識等が著しく阻害される精神状態になった、②Y₁社の従業員であるY₄が、Aの高校の進学費用12万円の貸付けを約していたにもかかわらず、同校への納付期限の直前である平成30年3月20日、上記貸付けを撤回する旨を告げた、③Y₁社の代表者であるY₂が、同日、Aに対し、本件グループの活動を続けないのであれば違約金1億円を支払えという趣旨の発言をした、④これら一連の行為により、Aが、同月21日、自宅で自死したと主張して、Y₁社、Y₂およびY₄に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求したのが、第1事件である。

二 各事件判旨

(1) 第2事件（東京高判令4年2月16日2022WLJPCA02166007）判旨

「Aは…Y₁社が提供するタレント活動のためのトレーニングを受けながら、Y₁社が企画したり、取引先等から出演依頼を受けたイベント等に参加してライブ等を行ったり、イベント会場に出店した小売店等の販売応援を行うなどのタレント活動を行っていたことが認められる。」「Aは、本件グループのイベントの9割程度に参加していたが、イベントへの参加は、本件システムに予定として入力されたイベントについてAが『参加』を選択して初めて義務付けられるものであり、『不参加』を選択したイベントへの参加を強制されることはなかった。また、平成28年契約にも本件契約にも就業時間に関する定めはなかった。」「以上によれば、Aは、もともと生業ではなく、

通学しながら本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動に参加していたところ、本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動を行うか否かについて諾否の自由を有していたというべきであり、Y₁社に従属して労務を提供していたとはいえないというべきである。」

「本件グループのメンバーは、アイドル的な活動に参加することを希望して本件グループに加入した者であるところ、誰がどのイベントに参加するかについては、本件システムにおいて、Y₁社が当該イベント等の内容に応じて参加候補者として指定したメンバーの予定に当該イベント等を登録した後、上記指定されたメンバーは、当該イベントの内容を確認した上で、そのうち当該イベントへの参加を希望する者だけが『参加』を選択するため、『参加』を選択した者については、参加人数の制限を超えたり、希望者が必要な技量を有していないなどの事情のない限り、その時点で当該イベントに参加することが予定されることとなり（ただし、その後も学校の関係や体調の問題等、メンバー側の事情で「参加」を選択したイベントに参加することが困難になった場合については、参加しないことが認められていた。）、いったんイベント等への参加が決まると、そのメンバーが参加することを前提に会場や企画の準備、練習などが行われるのであるから……、その後に当該メンバーの一存でイベントへの参加を取りやめてしまうと、他のメンバーや関係者に影響を与えることは避けられず、場合によっては大変な迷惑をかけることになることがあることは明らかである。したがって、一旦イベント等に参加することが決まった後に自分の一存で参加を取りやめることが許されなくなることは、イベント等への参加を決めた自らの先行行為に基づく当然の責任であるというべきであり、このことはY₁社への従属を意味するものではなく、労働者の勤務日時の就労の希望を聴いて特定の日時の就労者を誰とするか調整して決定するシフト制とは全く異なるのであって、上記Xらの主張は、Aの労働基準法上の労働者性を基礎付けるものとしては失当である。」

(2) 第1事件（東京高判令和4年12月21日判例集未搭載）判旨

「本件一連の行為のうち、Y₂がAに対し本件グループを辞めるなら違約金1億円を支払えという趣旨の発言をしたとの事実は認められない。また、Aが本件グループでの活動により、正常な認識等が著しく阻害される精神状態に追い込まれるほど強い精神的負荷がかかったとは認められず、さらに、Y₄による高校進学費用12万円の留保

そ の 他

についても、X₂の相談内容を踏まえ、同人の了承の下で行ったものであり、指導の範疇を超えるものまでいうことはできない。そして、本件一連の行為……の全体を通していても……Aに強い精神的負荷がかかっていたとはいえないことからすると、その後のY₄の発言をも一体のものとして考慮しても、これらの行為がAを自死に至らしめる違法行為又は安全配慮義務違反に該当するものとは認められない。

なお、……Y₄の貸付けの留保直後にAが行ったインターネット検索では、自死の方法のみならず、中学卒業のみで取得できる資格を調べており……、その時点では、Aの心情が相当揺れ動いていたものと推認される。「Aは、当時付き合っていたBが進学する予定であったJ高校への進学を楽しみにしていたものであり、Y₄から進学資金の交付を受けられなかった直後から自死の方法をインターネット上で検索しており、その後、AとX₂との話し合いの中で、J高校への進学を辞退する意思を明確にし、諦め、その翌日自死していることからすると、通信制高校を退学し、その後、入学準備をしていたJ高校への進学ができないと考えたことが、Aの自死に少なからぬ影響を与えていたものということではできるが、……Aの自死に関して、遺書等の自死の理由が明確に表れたものは見当たらないこと……からすると、結局、Aが自死を判断した直接的な契機を明らかにすることは困難であるといわざるを得ず、本件一連の行為……により、Aが自死に至ったということではできない。」

三 若干のコメント

(1) 第2事件判旨に対する反応

販売応援活動の実態は労働基準法上の労働であり、最低賃金を保障するべきであるかどうか为主要な争点となった第2事件判決については、いくつか参考とされるべき判決もあり、有力な反対意見も発表されている⁹⁾。特に、エアースタジオ事件（東京高判令和2年9月3日労判1236号35頁）は劇団員の労働者性が問われた事件であるが、東京高裁は劇団員の裏方仕事の他、役者として舞台に立ち、その練習をする時間についても労働としての実態を認めた¹⁰⁾。第2事件判決においてライブ活動やトレーニングはおろか、販売応援活動についても労働としての実態を認めていないことと対照的で

9) 後述のもの他、和田一郎「Hプロジェクト事件——専属マネジメント契約を締結し活動していたタレントの労働者性が否定された例」労経速2469号2頁。

ある。

第2事件判決に対する反対意見は、水町勇一郎教授が、地裁判決について「諾否の自由があることのみを重視して労働者性を否定している」と説明し、このような判断は「これまでの判例・裁判例の枠組みを逸脱している」のみならず、「この判断を敷衍すると、③例えば勤務シフト決定の際に労働者の希望を聞いている一般の事案や常用型派遣で派遣先を決定する際に派遣労働者の意向を聞いている事案で労働者性が否定されることになりかねない」と指摘している¹¹⁾この点を意識してか、東京高裁では「一旦イベント等に参加することが決まった後に自分の一存で参加を取りやめることが許されなくなることは、イベント等への参加を決めた自らの先行行為に基づく当然の責任であるというべきであり、このことはY1社への従属を意味するものではなく、労働者の勤務日時の就労の希望を聴いて特定の日時の就労者を誰とするか調整して決定するシフト制とは全く異なる」と判断した。この高裁の判断について、鎌田耕一名誉教授は「Aらのタレント活動はY社の事業活動そのものであり、参加・不参加の意向確認のための本件システムは、Y社の事業活動を円滑化する仕組みであることは明らかである。そうした観点からすると、諾否の自由があったとの本判決には疑問がある」と反論している¹²⁾

高裁判決の言う「一旦イベント等に参加することが決まった後に自分の一存で参加を取りやめることが許されなくなることは、イベント等への参加を決めた自らの先行行為に基づく当然の責任であるというべき」という点はシフト勤務においても同様であり、いったい本件のアイドル活動のどこがシフト制と異なるというのか、これだけでは意味がよく分からず、当惑を覚える。

10) その他、会社と専属芸術家契約を締結してモデル等の仕事をおこなってきた者について、それまでいっさいの報酬が支払われていなかったが、労働基準法および最低賃金法上の労働者と認められた事例であるJ社ほか1社事件（東京地判平成25年3月8日労判1075号77頁）、会社と芸能タレントの契約が労働契約であると認められるため、タレントの退職の意思表示により契約が解除されたと判断された事例である元アイドル（グループB）事件（東京地判平成28年7月7日労判1148号69頁）など。

11) 水町勇一郎「アイドルの活動参加への『諾否の自由』と『労働者』性——Hプロジェクト事件」ジュリスト1565号（2021年）4頁、引用5頁。

12) 鎌田耕一「タレントの労働基準法上の労働者性」季刊労働法280号（2023年）200頁、引用201頁。

(2) アイドル活動は「遊び」なのか

第2事件における裁判所の判断の当否は置くとして、当該アイドル活動が労働ではないというのであれば、この活動にかかる契約の実態は何なのか。裁判所は、この活動の本質をどのようなものと考えているのだろうかというのが、ここでの筆者の関心事である。この点について、第2事件において東京高裁はAのアイドル活動の労働者を判断する際、「Aは、もともと生業ではなく、通学しながら本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動に参加していた」という文言を地裁判決に加えていることに注目したい。東京高裁にとって、生業ではない活動はその労働者性が低いということになるのだろうか。しかし、現代日本法の秩序においては、労働であるかどうかを決定する基準である使用従属性は、労働者の生存が使用者に委ねられているかどうかによって決定されるものではなく、使用者との間の契約上の権利義務関係によって決定されるものである¹³⁾したがって、家族に扶養されている学生の単発の活動であっても、そこに労働契約やそれに類似した契約に基づく権利義務関係があれば、労働と見做されるのが通常の理解である。東京高裁もそれは理解しているはずであり、したがって、この文言は単に「生業ではない活動は、その労働者性が低い」ということを述べているものではないだろう。

この点に関連して、Y₁社はこの第2事件において、当初から「Aが行っていた本件グループの活動は、職業活動などではなく、体験学習やアマチュアスポーツに近いものであり、Aらは、本件契約等に基づき、本件グループの活動に参加すべき義務を負っていないかった」と主張している（傍点筆者）。ここに、Aのアイドル活動は職業活動ではないというY₁社の明確な意思が表れている。労働契約上の労働でもなく、将来の職業生活に関連した研修とかインターンシップのようなものでもない。要するに、Y₁社の立場では、このアイドル活動は「遊び」にすぎないのである。東京高裁は、このY₁社の主張に賛意を示し、「Aは、もともと生業ではなく、通学しながら本件グループのメンバーとしてイベント等に参加するなどのタレント活動に参加していた」という文を加えたと考えることができる。おそらく、本件アイドル活動について、具体的に活動に対する諾否の自由があったかどうかとか、そのような実質的

13) 厚生労働省「労働基準法研究会報告 労働基準法の『労働者』の判断基準について」1985年12月19日、横浜南労基署長（旭紙業）事件最一小判平成8年11月28日労判714号14頁。

な検討をするまでもなく、そもそもこの活動は「遊び」であり、経済活動としての価値を認めることができなかったということなのだろう。

(3) 不自由な「遊び」

本件アイドル活動が単なる「遊び」であって、Aの職業生活やY₁社の事業と無関係であるかのような判断については疑問も残るし、たとえ「遊び」であったとしても労働としての実態があれば、労働基準法上の権利および義務を認めるべきである。鎌田名誉教授は、「Aらのタレント活動はY社の事業活動であり、その収益はY社に独占的に帰属することからみれば、メンバーへの報酬は結局、Aらのタレント活動から得られた収益を原資にしており、『労務対償性が弱い』という本判決の趣旨にも疑問がある」と主張している¹⁴⁾

しかし、本稿で指摘したいのは、このアイドル活動が「遊び」だったとY₁社が主張し、裁判所がそのように認識するならば、Y₁社のAに対する日常的な対応はあまりに配慮を欠いたものではなかったのかという点である。

例えば、第2事件について地裁・高裁で諾否の自由を否定するものではないと判断された以下の事実についてである。

担当者が、平成29年10月8日に学校に行きたいので同日のイベントを欠席したいというAの申出に対し、担当者は、「お前の感想はいらん。学校の判断と親御さんの判断の結果をそれぞれ教えろ。」などとメッセージを送った。

Aの母であるX₂が担当者に対し、平成29年11月17日に同年12月2日のイベントを欠席させたい旨を申し出たのに対し、そのような相談はA本人からのものでないと聞くことはできないと返答したことや、同年11月29日に元旦に休みを取りたいと申し出たのに対し、「全国区のタレントを目指していく上で元旦のように世間的に特別な日こそ、活動すべきではないかと思います。ご家庭の事情はおありでしょうが、ここはお母さんとしても応援してほしいところです。」と返答した。

14) 前掲注12) 鎌田201頁

そ の 他

裁判所の言うように、これらの事実から、労働者性を決定する諾否の自由を否定することはできないのかもしれない。しかし、こどもを養育するわたしたち一般の大人からみれば、学校に登校したいという子の希望は、必ず「遊び」より優先されるべきものである。また、「遊び」であるにもかかわらず、家族の事情が優先されないという理屈も理解することができない。そもそも、Aに対してなんら職業活動と関連しない関係を築いているというのであれば、Y₁社には「全国区のタレントを目指していく」というような発言をする資格はない。これらの言動は、未成年のAやその保護者に対して、職業活動とは無関係の単なる「遊び」でしかない活動を、学業よりも大切な職業や人生と密接にかかわる重大な活動であるかのような錯覚を起こさせるものであり、悪質でしかない¹⁵⁾

さらに、単にAの「遊び」相手であると主張するY₁社が、Aに対して直接、全日制の高校に入学するように提案し、学費の貸与を申し出ているのは、ゆきすぎた介入であり、いかにも軽率である。少なくとも本人と話をする前に保護者に申し出て、丁寧交渉していくのが通常だろう。ましてや、Aは中学校を不登校気味で卒業し、当時も通信制の高校に通っていたのである。いきなり全日制の高校に転校して、その後出席が継続できるのか、A自身も、保護者や家族であるX₂らも不安を覚えるのは当然である。「遊び」相手のやることとしては、あまりに配慮を欠いているのである。

要するに、第2事件における裁判所の認識によれば、Aの労働者性は否定されるかもしれないが、逆に、その理屈では、Y₁社のAに対する対応において配慮の欠いた不誠実な印象を残すことになってしまう。そして問題は、対応が不誠実なのだとすれば、それが第1事件の判断に影響を与えるはずである（にもかかわらず、影響を与えていない）ということである。

(4) 自殺の背景

一般に自殺の原因は第三者には分からないものであるが、第1事件において裁判所は、Aの自殺について、交際していた男性と同じ高校に入学することができなくなり、落胆したことが背景にあると考えているように読み取れる。確かに、Aは合格した全

15) そもそも一般に「アイドルは『労働』として非常にきびしいものである……さらに、『アイドル』としての技能は果たしてアイドルではなくなった際に生かせるのかどうか不明である」と指摘されている。前掲注1) 竹田恵子 125 頁。

日制高校の学費をめぐり、Y1社から学費貸与を保留されたその直後に亡くなっており、入学をめぐるやりとりが自殺の大きな要因となったと考えることができるだろう。しかし、それは交際していた男性と同じ学校に通えなくなったとか、楽しみにしていた新しい学校への入学ができなくなったというような単純な問題ではないように思われる。

自殺を執行したAはもともと中学校のときは不登校気味の状態にあり、その後通信制の高校に入学し、その通信制の高校にもスクーリングで必要な出席日数が足りずに単位を落としたという。中学校は義務教育であるため、出席日数の数え方にもさまざまな配慮があり、なんとか卒業を認める学校は少なくない。高校生になり、出席日数が足りないことが卒業に支障をきたすという現実と直面することになり、不登校気味のこどもたちは将来の生活に対する不安と向き合わざるを得なくなる。第1事件控訴審の判決文によれば、Aは学費の貸付け留保直後にインターネット検索で「自死の方法のみならず、中学卒業のみで取得できる資格を調べており」、おそらく、彼女の場合同、不登校との関連で将来の生活に対する不安に直面したものと考えられる。

自殺については、多様な要因が複雑に関係しているため、一つだけ大きな要因を特定することは難しい¹⁶⁾しかし、将来の職業や生計維持に対する不安は、人を死に導く大きな要因の一つとなっているということは間違いないうだろう。この点に関連して、自殺に関するサイトを公開して予防活動を実践しているニュージーランドオタゴ大学サイエンス・コミュニケーションセンター所長のジェシー・ベリング氏はその著書において¹⁷⁾いかに将来の生計維持に対する不安が自殺の決定に影響を与えているのか、その例を多数紹介している。興味深いことに、その一つの例として、2014年に自殺

16) 「あるベテラン医師が語ったように、うつ病は『疾患であり、性格であり、生き方であり、対人関係であり、社会病理でもある』のだ」北仲淳子「今『追い込まれた末の死』を考える——精神科臨床実践をめぐる医療人類学」慶應義塾大学教養センター・高桑和己編『生き延びること——生命の教養学V』慶應義塾大学出版会（2009年）49頁、引用63-64頁、「自殺の原因は、ほとんどの場合、個人の先天的気質と遺伝的素因、あるいは重い精神疾患や急激な精神的ストレスのなかに潜んでいる。そうした原因のうち、ほかを無視してどれかひとつだけに取りくんでみても、自殺を水際でくい止められる可能性は決して高くない」ケイ・ジャミソン著、亀井よし子訳『早すぎる夜の訪れ——自殺の研究』新潮社（2001年）292頁。

17) ジェシー・ベリング著鈴木光太郎訳『ヒトはなぜ自殺するのか——死に向かう心の科学』化学同人（2021年）。

した17歳の少女の日記が解説つきで紹介されており、自殺の主要な悩みが「返ってくる予定の試験の成績に対する不安だった」ということを明らかにしている。「成績(GPA)がどん底になって、大学にさよならができる。生きているのにもさよならができる。心理学の専門家になりたいけれど、学位も修士号もないのなら、なることはできない」¹⁸⁾ こんな悩みが死ぬに値するものではないことは、自殺を図った本人もよくわかっている。しかし、死ぬことはないと思われるような悩みであっても、「その人間のほかの顕著な特性、たとえば社交不安、低い自尊感情や完璧主義と組み合わせると、一連の危険な条件が生み出される」と、ベリング氏は説明する¹⁹⁾。彼自身、自ら大学教員の仕事を辞めてフリーの研究者になったときに、死への渴望を経験していた。あるいは、失業して自殺を決意した家族が、職を得て決断を翻したという例も紹介している。他にも生活維持に対する不安が自らの生存を危うくする例がいくつか紹介されているのである。

日本においても、労働者の自殺事件の多くに、将来の生活維持に対する不安が大きく影響をしている例を見つけることはできるし²⁰⁾ 就活の失敗によって自殺する学生について報道が注目された時期もある²¹⁾ 将来の生計維持に対する不安や就活の失敗を理由とする自殺とは、「死ぬことが怖くて死ぬ」というようなものであり、合理的な思考による判断であるとは言い難い。しかし、記録や統計から知ることができるのは、将来どうやって生活していくのか、その展望が見えない状態は、場合によっては、自らの生命を奪ってしまうほどの恐怖であるということである。

そこでAの状況を振り返ってみるならば、中学校を不登校で卒業し、単位を落とし

18) 前掲注17) ベリング 157頁, 158頁。

19) 前掲注17) ベリング 158頁。

20) 笹沼朋子「業務上の自殺、あるいは精神病患者の自己決定について」島田陽一ほか編著『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献——社会法とジェンダー法の協働』旬報社(2019年) 299頁以下参照。

21) 「就活自殺：どう防ぐ？ 面接多く、学生疲弊 家族も大学も隠す傾向」2013年3月5日毎日新聞朝刊によれば、「『就活の失敗』が原因とされた大学生の自殺者数は、10年が46人、11年が41人。警察庁が詳しい自殺原因の公表を始めた07年(13人)の3倍以上に達している」。最近ではあまり報道されていないが、売り手市場と言われる現在にあっても就職失敗を理由とする学生の自殺は26名(令和4年)と少なくない。警察庁『令和4年中における自殺の状況 付録』https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R05/R4jisatsunojoukyou_huroku.pdf (2023年3月28日最終閲覧)。

ながらも在籍していた通信制の県立高校は退学してしまい、入学するはずだった全日制の高校には学費の納入が不可能になったという状況である。他方で、アイドル活動で得られる報酬はほとんどなく、将来的にもアイドル活動で生活が成り立つことは考えられない。このような状況におかれて、Aはどれだけ心細く、不安に陥ったことだろうか。

さらに、Y₁社とAとの間の契約には、「遊び」であるにもかかわらず、ペナルティや処罰などの定めがあり、例えばスキャンダルを起こしたら50万円という金額が規定されている。Y₁社にとっては50万円はさほど大きな額ではないかもしれないが、半年で数万円の報酬を得るのがやっとの高校生アイドルにとってはその額はあまりに大きく、将来の経済的不安を掻き立てるに十分なものであろう²²⁾

四 むすびにかえて —— ご当地アイドルの問題性

本稿では、判決の結論について論じることを目的としていない。ただ、2つの事件の判決を検討することにより、アイドル活動を行う身近な子どもたちが、いかに法的に不安定で不明瞭な立場に置かれているのかを指摘するだけである。このアイドル活動の目的は何なのか、その目的のために各当事者は何を不得、何を与えるのか、契約書から明確なことを読み取るのは必ずしも容易ではない。というよりも、アイドル活動の契約には、アイドル自身の権利についてほとんど何も記されていない。特に、高校生以下の当事者については、学業や職業訓練を尊重し、日常生活を侵害しないよう留意しなければならないことは当然であるにもかかわらず、必ずしもそうした配慮もなされていない。そもそもアイドル活動の主な目的は卓越した芸の表現ではなく、「アイドルというビジネスのモデルが、今だったら“お金を払って話せる時間を買う”という、いわゆる特典会ビジネスで成立している」ものであるという²³⁾男女交際に関するルールを校則で決めている（その是非はともかくとして）高校も少なくない中で、

22) この点に関連して、前掲注9) 和田一郎弁護士は、第2事件について東京高裁が「当時中学3年生であったZが、契約書の罰金やペナルティの規定を読んで萎縮させられてなかったかを検討していない」と指摘している。

23) アベマプライム「“ファンと交際”で結婚・クビ、元&現役アイドルの告白 運営のホンネは？ “恋愛禁止”潮流に変化も？」2022年11月13日16:00配信 (<https://times.abema.tv/articles/-/10047869> (2023年3月28日最終閲覧))。

そ の 他

「お金を払って話せる時間を売る」ものとして中高生を使用することは、愛媛県界隈の教育行政の理念や方針と矛盾するのではないのだろうか。家族の訴えをすべて退けたこれら判決から学ぶことは、ご当地アイドルという事業形態の危険性と、法的整備の必要性しかないように思われる²⁴⁾

さらに、第2事件において、東京地裁は、被告会社がアイドル活動に参入した経緯について、「愛媛県の農業振興のために、愛媛県の農業の広報、宣伝にも取り組んでいるが、その一環としてアイドルグループを結成し、アイドル活動を通じて農業の振興や地域の活性化を図るという計画の下で、平成24年末頃に本件グループを結成し、デビューさせた」と認定している。つまり、このアイドル活動は収益を目的としたものではなく、公共の利益を目的としているというのである。ここで言う「愛媛県の農業振興のため」の事業というものが、Y₁社の個人的な思いで独自に始められた事業であるのか、それともより広く地域を巻き込んだ事業であるのか、判旨からは読み取ることはできない。しかし、未成年のアイドルに対する報酬もなく、職業上他で通用する技術を身につけさせることもなく、その活動の成果を会社に独占的に占有させるという事業が、愛媛県の農業振興というような公共の利益を名乗る資格があるとは思われぬ²⁵⁾この会社にとどまらず、ご当地アイドルの活動を利用して振興されようとする地域、自治体あるいは社会全体の姿勢には、厳しい視線が注がれているものと自覚すべきであろう。

24) 同旨、前掲注9) 和田、佐藤大和「芸能人の労働者性」日本労働研究雑誌727号(2021年)43頁。

25) アイドルの労働とは「主に顧客との直接的なコミュニケーションが求められるサービス業に顕著な「感情労働」の側面が多く、評価されず、転職等でアピールできるような技術として認識されない技術に基づくものである。さらには、ファンとアイドルとの関係が「心からのものであることを証明するために、非熟練労働であるという『偽装』が必要で」あり、そのためにアイドルの労働が正当に評価されることがないと指摘されている。結局、アイドルの「感情」＝「内面」を利用して地域振興を図るということは、自治体や地域といった公的存在がアイドルの労働を不当に低く評価している現状を承認し、増強するものでしかない。竹田恵子前掲注1)、板倉昇平『AKB48とブラック企業』イースト新書(2014年)も参照。